



大津市公報

令 和 7 年 7 月 1 日
号 外 （第 38 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 告

- 187 ふるさと納税に係る寄附金に係る指定納付受託者の指定について…………… 1
- 188 大津市市税条例に基づく地籍図の交付に関し徴収する手数料等に係る指定納付受託者の指定について…………… 1
- 189 大津市手数料条例に基づく個人印鑑に関する証明等に関し徴収する手数料に係る指定納付受託者の指定について…………… 2
- 190 大津市歴史博物館条例に基づく観覧料及び特別観覧券の料金等に係る指定納付受託者の指定について…………… 2

告 示

大津市告示第187号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 株式会社アイモバイル 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
 - アマゾンジャパン合同会社 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
 - 株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目2番1号
 - 株式会社しがぎんジェーシービー 大津市浜町1番10号浜大津滋賀ビル3階
 - 株式会社滋賀ディーシーカード 大津市浜町1番10号
 - 株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
 - 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
 - P a y P a y株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定納付受託者に指定した日
令和7年4月1日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
ふるさと納税に係る寄附金

大津市告示第188号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 指定納付受託者に指定した日
令和7年4月1日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
 - 大津市市税条例（昭和34年条例第1号）第76条の4第1項の地籍図の交付に関し徴収する手数料

(2) 大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表に規定する次に掲げる事項に関し徴収する手数料

ア 租税公課に関する証明

イ 動産、不動産に関する証明

ウ 営業に関する証明

エ その他の公簿の閲覧のうち、固定資産課税台帳に関するもの

オ 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項の規定に基づく住宅用家屋証明申請に対する審査

大津市告示第189号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号

2 指定納付受託者に指定した日

令和7年4月1日

3 指定納付受託者に指定した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表に規定する次に掲げる事項に関し徴収する手数料

(1) 個人印鑑に関する証明

(2) 身分証明

(3) 埋火葬に関する証明

(4) 次に掲げる戸籍に関する証明等に関する事項

ア 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付

イ 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付

ウ 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付

エ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付

オ 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付

カ 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧

キ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行

ク 除籍電子証明書提供用識別符号の発行

(5) 次に掲げる住民票の写し等の交付に関する事項

ア 住民票の写し又は住民票の除票の写しの交付

イ 戸籍の附票（磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記載されている事項を記載した書類を含む。）の写し又は戸籍の附票の除票（磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票の除票に記載されている事項を記載した書類を含む。）の写しの交付

(6) 住民票又は住民票の除票に記載した事項に関する証明書の交付

(7) 住民票の閲覧

(8) その他の事項に関する証明のうち、戸籍、住民基本台帳その他市民部戸籍住民課において所管する事項に関して行うもの（前各号に掲げるものを除く。）

(9) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車臨時運行許可申請に対する審査

大津市告示第190号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - (1) 大津市歴史博物館条例（平成2年条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項の観覧料及び同条第4項の特別観覧券（特別展示前売観覧券及び定期券に限る。）の料金
 - (2) 条例第5条第2項の博物館資料の特別利用に係る使用料
 - (3) 条例第6条第2項の企画展示室の使用に係る使用料
 - (4) 大津市歴史博物館の有償刊行物等の売払代金